

諮問内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の規定により、事業者は廃棄物を自らの責任において適正に処理することが定められています。また、事業者が事業系ごみを処理する場合には、市に処理委託することが可能であり、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例第28条の規定により、市が事業系ごみを処理する場合の処理手数料を定めています。

事業系ごみの処理手数料については、これまで廃棄物減量化及び資源化推進審議会に諮問し、その答申に基づき、処理原価の変化、近隣市との均衡、家庭系ごみ処理手数料との均衡、社会経済情勢などを判断しながら定めてきました。

平成14年1月の審議会の答申では、廃棄物の自己処理の原則に基づき、近隣各市の手数料額を勘案し、処理経費の事業者負担を5分の4程度とすることを妥当としていましたが、急激な上昇による事業者への負担増を避けるため、段階的に改定することとし、最近では平成26年10月に処理経費の3分の2程度である1kg当たり21円に改定しています。

前回の改定から2年を経過したことから、事業者の適正な負担を段階的に求めるため、事業系ごみ処理手数料の改定について審議会に諮問するものです。